

必要な提出書類について(居宅訪問型保育事業設置者用)

変更・移転・廃止等の場合

1. 以下の事項を変更した場合

変更内容	必要書類
・事業所の名称、所在地、連絡先 ・設置者の氏名、住所、連絡先 ・管理者の氏名、住所 ・設置者が事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けた場合 等	・変更届 (別記第2号様式)

2. 移転(引越し)した場合

移転の形態	提出書類	内容
世田谷区内→世田谷区内	変更届	別記第2号様式
世田谷区内→世田谷区外	廃止届 ※移転先でも引き続き事業を行う場合は、移転先自治体へ設置届をご提出ください	別記第3号様式
世田谷区外→世田谷区内 ※新規設置の扱いになります	設置届 ※資格証明の写し、研修受講証等の写し、マッチングサイトの写し、保険証書の写し、しおり等添付書類もご提出ください	別記第1号様式

3. 事業を休止・廃止した場合 ※世田谷区外への移転(引越し)の場合も廃止になります

提出書類	内容
☐ 休止・廃止届	別記第3号様式

4. 休止していた事業を再開した場合

提出書類	内容
☐ 設置届 ※新規設置の扱いになります	別記第1号様式

※従業員等保育従事者が複数いる事業者の場合、休止前から職員配置等に変更があれば、別紙3・別紙4などの追加資料が必要です。(要相談)